

一般財団法人日本語教育振興協会
平成30年度事業計画

1 日本語教育推進議員連盟への対応

平成28年11月に設立された日本語教育推進議員連盟（以下「日本語議連」という。）は、日本語教育推進基本法（仮称）制定に向けて精力的に検討を進めており、当協会においては、日本語議連への要望書を提出するとともに、日本語学校教育研究大会及びトップセミナーにおいて日本語議連の関係者からの講演をいただき、日本語教育関係者の理解の促進を図った。今後とも、要望の内容の実現に努め、日本語教育機関の課題解決に向けて積極的に取り組む。

2 日本語教育機関の質保証のための評価

- (1) 日本語教育機関の自己点検・評価を推進するとともに、申請を受けて教育活動評価及び第三者評価を実施する。
- (2) ISO29991（公式教育外の語学学習サービス—要求事項）の関係機関と協議し、当協会の第三者評価とISO29991の認証取得の連携を一層進める。

3 日本語教育機関への留学生等の適正な受入れの促進

- (1) 留学生の適正な受入れを促進するため、海外の教育行政当局、留学関係機関、高等教育機関及び日本語教育機関と更に密接な協議を行う。
また、海外における高等教育機関等の状況及び留学事情等に関する情報の収集・提供を行うとともに、我が国の日本語教育機関、高等教育機関及び学習環境等に関する正確で新しい情報を提供する。
- (2) 当協会と中国教育部学位及び大学院生教育発展センター（以下「学位センター」という。）の協定による認証システムを実施しており、先般認証項目の一部が廃止とされたが、同センターの今後実施する認証項目について引き続き認証を実施する。一方、新たな中国の認証機関と学位センターで廃止になった認証項目のうち主なるものの実施について協議を進め、その実現を図る。
また、当協会とベトナム教育訓練省国際教育開発局との間で協定し実施しているベトナムの認証システムの一層の利用促進を図り、定着化を推進する。
これらの認証システムを活用して入学選考が一層適正に行われるとともに、入国審査にも一層活用されるよう関係機関等に強く要請する。
- (3) 日本語能力試験の早期成績照会について、入国審査の手続きが早期に行えるよう、（独）国際交流基金及び（公財）日本国際教育支援協会の協力を得て、実施する。
- (4) 最近のベトナム、ネパールの留学生受入れ急増や所在不明・刑法犯の発生の状況を考慮し、留学生の募集・選考、在籍管理等のより一層の適正化を促進する。
また、在日中華人民共和国大使館と共催で、東京地区・関東甲信越地区において中国人留学生合同オリエンテーションを、並びに在日ベトナム社会主義共和国大使館と共催で、東京地区・関東甲信越地区及び東海・北陸地区においてベトナム人

留学生合同オリエンテーションを実施する。

4 日本語教育機関及び日本語教育に関する情報の提供及び資料の刊行

- (1) 当協会の各種活動や維持会員校の取組が広く社会に認知されるように、広報体制を充実させ、情報発信力・広報力の強化を図る。
- (2) インターネット等により日本語教育機関及び日本語教育に関する最新情報の発信を拡充する。
- (3) 日本語教育機関の情報提供検討委員会の報告を踏まえて、ホームページの日本語教育機関情報の内容の改善を図る。
- (4) 『協会ニュース』の名称、掲載内容について検討する。
- (5) 日本語教育機関の水準向上のために必要な資料を刊行する。

5 日本語教育機関に関する調査・研究・開発

- (1) 日本語教育機関の実態調査を行い、その調査結果の概要を作成・配布する。
- (2) 留学生の生活指導の改善・充実を図るため、留学生の犯罪・不法残留・不法就労等に関する事例を収集して検討を行う。また、日本語教育機関における刑法犯や所在不明等の状況を毎月点検し、指導する。
- (3) 受入れ留学生の多様化に対応した日本語教育について、対応事例の収集を始めるとともに日本語習得状況の調査検討を進める。

6 日本語教育機関の水準向上のための研究会・研修会の開催

- (1) 文化庁委託事業「平成30年度日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発事業」に申請し、当該事業の実施を目指す。
- (2) 日本語教育機関の役員、教員、事務職員を始め広く大学・専門学校の教職員、日本語教育に関心を持つ者も対象として、日本語教育の充実及び留学生の受入れ・生活指導等の向上を図るため、研修の見直し・改善を図り、以下の研修等を開催する。また、地区別研修等を推進する。
 - ① 日本語学校教育研究大会
 - ② 日本語教育機関事務統括職員研修会
 - ③ 主任教員研修
 - ④ 専門能力開発研修

7 日本語教育機関と大学、専門学校、企業、地方公共団体、関係機関等との連携協力の推進

- (1) 大学、専門学校の関係団体と留学生の受入れ、進学、日本語教育、在籍管理等について具体的な協議を進め、連携事業に取り組む。
- (2) 大学、専門学校等と日本語教育機関の連携の推進を図るため、先進的な連携事例を収集し、情報提供を行う。
- (3) 大学の日本語専攻学生の教育実習の受入れ及び学生交流を推進する。

- (4) ビジネス日本語を始め、看護師・介護福祉士・IT人材、技能実習生、定住者・その子弟等の日本語教育について、企業、地方公共団体、関係各省・関係機関との連携を推進する。
- (5) 地域の小・中学校等と連携して、国際理解教育及び交流を推進する。

8 留学生等の修学，生活指導及び福利厚生についての支援

- (1) 生活指導担当者研修を開催する。
- (2) 日本語学校学生災害補償制度における「24時間補償，疾病補償」を促進し，加入希望者の取りまとめを行う。

9 日本語の教育を受ける外国人の入国在留に関する助言

- (1) 入国管理局，警察等との情報交換・連携を密にして，説明会，研修会等を開催する。
- (2) 申請取次者講習会を開催する。

10 維持会員活動に対する支援

- (1) 地区維持会員協議会を開催する。
- (2) 各地区維持会員協議会の活動に対して支援する。
- (3) 日振協ビジネス日本語準拠プログラムの基準に適合するプログラムを登録する事業を一層推進する。
- (4) 日本語教育機関の各種学校化について，希望する日本語教育機関と当協会が協力して，その実現を目指し関係都道府県に具体的に働きかける。
- (5) 維持会員校における日本語教師の採用を支援するため，日本語教師採用合同フェアを開催するとともに，当協会ホームページの日本語教師求人情報ページを運用する。
- (6) 日本語教育機関による留学生の受入れに関するガイドラインについて，維持会員による円滑な運用を支援し，協力するとともに，その内容について見直しを行う。
- (7) 日本語教育機関トップセミナーを開催する。

11 その他目的を達成するために必要な事業

- (1) 維持会員及び新設の準会員の確保に努める。
- (2) 賛助会員の更なる確保に努める。